団体交渉報告

平成29年度組織改正及び２月市会の審議内容を確認した！

二〇一七年四月十二日（水）天神川三階大会議室で団体交渉が開催した。冒頭、瀬戸高志執行委員長が「攻めの経営について協力は惜しまない。しかし、好調な経営状況ではあるが、相次ぐ不祥事について危機感を持っている。現場の管理体制の強化をお願いする」と挨拶に立った。議題では①組織改正について②２月市会の審議内容について報告があり、佐田悟書記長が①に対し「先を見据えた目標設定は事業発展に繋がり協力は惜しまない。しかし、現在の目標数値が達成されることが確実になったことは、全職員が職務に奮闘した結果である。新たな目標に向け職員の士気を高めることができるように勤務条件の改善を新体制となっても前向きに取り組むように要望する」とし、当局からは、真摯に検討し、十分に協議して行くとした。続いて議題②について、佐田書記長が「大阪市で地下鉄の民営化が可決された。利益余剰金を計上するまでになった市バス事業に対して民営化の声が出ないとも限らない。公営として守っていくという決意を聞かせてもらいたい」と質問し、当局は、自立した経営を実現させたものの相次ぐ不祥事で信頼が失墜している。まずは、再発防止を徹底し、全職員が危機感と緊張感を持ち一刻も早い信頼回復が不可欠であるとした。最後に、瀬戸執行委員長が地下鉄に新造車を導入すると聞いている。運転を行う現場の意見を反映させること。また、労使一体で信頼関係の基、今後の経営ビジョンの作成を行うように求めるとし、団体交渉が終了した。

▷▷▷ 新役員で団体交渉に臨んだ ◁◁◁

組織改正表

＿＿＿変更部分

改正前		改正後
交通局（関係分）		交通局（関係分）
企画総務部 企画総務部長	→	企画総務部 企画総務部長 （担当部長 経営計画）
総務課 総務課長		総務課 総務課長 （担当課長 経営計画）
庶務係長 調査係長 情報管理係長		庶務係長 調査係長 情報管理係長 （担当係長 経営計画）
営業推進室 営業推進課長 企画推進係長 事業企画係長 事業管理係長 広告係長 営業調査課長 ＩＣカード促進係長 旅客動向分析係長 運賃収入係長	→	営業推進室 営業推進課長 企画推進係長 （廃止） 事業管理係長 広告係長 営業調査課長 運賃制度係長 旅客動向分析係長 運賃収入係長
自動車部 技術課 車両係長 停留所管理係長 バス待ち環境係長 バス待ち環境創出係長 （担当係長２）	→	自動車部 技術課 車両係長 停留所管理係長 バス待ち環境係長 バス待ち環境創出係長 （担当係長１）
高速鉄道部 烏丸線運輸事務所 接客向上係長 乗務区長 駅務区長 （担当係長３） 東西線運輸事務所 接客向上係長 乗務区長 駅務区長 （担当係長３）	→	高速鉄道部 烏丸線運輸事務所 接客向上係長 乗務区長 駅務区長 （担当係長６） 東西線運輸事務所 接客向上係長 乗務区長 駅務区長 （担当係長４）
技術監理課 監理係長 施設係長 建築係長 機械設備係長 軌道係長 （担当係長２）		技術監理課 監理係長 施設係長 建築係長 機械設備係長 軌道係長 （担当係長１）
高速車両課 車両係長 （担当係長２）		高速車両課 車両係長 車両新造係長 （担当係長１）

京交 目指す

発行所　京都交通労働組合
京都市中京区壬生坊城町48
TEL075-841-0948 FAX075-811-3536
定価 一部10円
本紙の購読料は組合費に含まれています
毎月１日発行
発行者　瀬戸高志
編集者　梅田　涼

・・一　面・・
・団体交渉報告
・都夢ちゃんのひとり言

・・二　面・・
・第５回中央委員会報告
・各種委員会レジメ
・接客態度優秀者２級表彰報告

・・三面・四面・・
・2017春季生活闘争方針
・クロスワードパズル

都夢ちゃんのひとり言

過飲食店の労働災害

飲食店での労働災害が増えている。休業四日以上の労働災害の増加率が、平成二十七年までの一〇年間で二一・六％にもなっているというのだ。全体の労働災害発生状況は、ここ数年は足踏み状態とはいえ漸減傾向にあるなかで、災害統計上目立った数字になっている。

大きな機械がブンブン回っているわけでもないのに、なぜ災害が多いのか。よく考えてみれば無理もない。

刃物や割れ物を扱うから「切れ・こすれ」の災害がおき、店舗という狭い空間で階段の移動も多いから「墜落・転落」の危険もある。熱を使うから「火傷（やけど）」があり、水を使うので滑りやすく「転倒」の危険がある。

それにパート・アルバイトという非正規雇用が多いことから安全衛生教育に問題があることが多く、深夜営業があれば災害発生時の初期対応に問題が起きやすい。フランチャイズ店は本部の指導が行き届きにくく、配達業務があれば交通事故のリスクもある。

つまり、それぞれの業態に応じた対策が大事ということになるのだが。大手のフランチャイズが組織的に安全対策というのもよいが、零細事業場である普通の飲食店は、やはり地域の商業施設での集団的な安全活動というのがカギを握ることとなるだろう。

安全衛生が大切、働きやすい職場をどう作るのかという活動を誰が進めていくのかというのが課題となるだろう。非正規雇用労働者の安全をどうするか、効率的な現場での安全活動をどう開発するか、新しい課題が問題となる分野だ。

第５回　中央委員会報告

京交新体制がスタート　向こう２年間の奮闘を誓った！

二〇一七年三月二十九日（水）十四時からアークホテル京都において第五回中央委員会が開催された。冒頭、役員任期満了に伴い退任役員が挨拶を行い、全体の拍手でこの間の組合運動に対する労をねぎらった。新役員体制でスタートした中央委員会は（新役員詳細は京交機関紙七三〇号に掲載）瀬戸高志執行委員長が、新役員に対し、日頃の組合活動の感謝を述べるとともに、京交の歴史と今日までの京交運動の経過を説明した後、時代にあった取り組みが必要であるとし「厳しい状況ではあるが職場を大切にして、頑張って欲しい」と挨拶に立った。続いて、議長の選出があり、佐藤真東西線乗務支部書記長と山本雄基九条支部書記長が全員の拍手で承認された。次に、報告事項と議案事項に入り、全ての項目が承認された。最後に新役員で向こう二年間の奮闘を誓い、第五回中央委員会が閉会した。

挨拶に立った
瀬戸執行委員長

議長に選出された
（左）山本九条支部書記長
（右）佐藤東西線乗務支部書記長

各種委員会レジメ

2017.３.８
京交組合本部

第15回　執行委員会

報告事項
１．自治労関係
⑴　チェルノブイリ・フクシマ京都の集い参加について（別冊）
⑵　第39回自治労スポーツ大会京都府大会の開催と出場募集について（別紙）
２．対局関係
⑴　平成28年度第２回事業推進検討会議について（別紙）
⑵　バス運転士の適正な業務執行状況の点検について（別紙）
⑶　自動車部係員登用第二次試験実施要綱について（別紙）
⑷　自動車部係員登用第一次試験実施要綱について（別紙）
⑸　地下鉄烏丸線車両「テクテク電車」の発売について（別紙）
⑹　関西の鉄道事業者20社局による共同マナーキャンペーン「歩きスマホは危険」の掲出について（別紙）
⑺　桜スタンプラリーの実施について（別紙）
⑻　ＩＣＯＣＡ定期券の発売に伴う定期券制度及び券面の変更について（別紙）
⑼　スルッとＫＡＮＳＡＩ特別割引用ＩＣカードに関するお客様への案内開始について（別紙）
⑽　伝統産業の日2017における「きものでおでかけ・乗車無料」の廃止について（別紙）
⑾「地下鉄Cityliving」の誌名ロゴの変更について（別紙）
⑿　プレミアムフライデーに合わせた年次休暇の取得等について（別紙）
３．市労連関係
⑴　市労連第２回書記長・賃金担当者会議について（別冊）
４．その他
⑴　平成28年度の１日当たりの旅客数（速報値）について（別紙）

2017.4.11
京交組合本部

第17回　執行委員会

報告事項
１．自治労関係
⑴「保育所保育指針」への国旗・国歌の強制につながる記述の削除を求める署名について（別紙）
⑵　都市交評第２回幹事会について（別紙）
２．対局関係
⑴　市バス70号系統ギャラリーバスの運行について

2017.３.22
京交組合本部

第16回　執行委員会

報告事項
１．４月日程について（別紙）
２．自治労関係
⑴　府本部第６回執行委員会について（別冊）
⑵　自治労「第19回機関紙コンクール」への応募について（別紙）
⑶「『共謀罪』の創設に反対する」緊急統一署名について（別紙）
⑷　戦争をさせない1000人委員会・関西集会の参加について（別紙）
３．対局関係
⑴　市バス「河原町東寺道」停留所の新設について（別紙）
⑵　201号甲系統「みぶ操車場前」の乗務交代場所の運用変更について（別紙）
⑶「kotochika京都」南エリア開業に伴う記念式典の開催等について（別紙）
⑷「ＫＹＯＴＯ駅ナカアートプロジェクト2017」の実施について（別紙）
⑸「市バスに乗って東山を巡るっ！」の実施について（別紙）
⑹「地下鉄の乗って映画村“刀でＧＯ！！”にいこう」スタンプラリーの実施について（別紙）
⑺　市バス・地下鉄における「PiTaPa登録型割引サービス」の登録受付開始日等について（別紙）
⑻「KANSAI ONE PASS」の発売について（案）（別紙）
⑼　平成28年度文化体育事業第３弾の総括について（別紙）
４．市労連関係
⑴　団体交渉について（別冊）
５．共済組合関係
⑴　ジェネリック医薬品の利用について（別紙）
⑵　医療機関への受診にあたってのお知らせについて（別紙）
⑶　第13回歩こう会（案）について（別紙）
⑷　平成29年度人間ドッグ（節目検診）・脳ドッグの募集について（別冊）
６．その他
⑴　専門部・付帯専門委員について（別紙）
⑵　2017年度上期スケジュールについて（別紙）
議案事項
１．第88回京都中央メーデーの取り組み要項について（別紙）
２．アルバイト書記の契約更新について（別紙）
３．大阪府島本町議会議員選挙予定候補者の推薦について（別紙）
４．その他

2017.３.29
アークホテル京都

第５回　中央委員会

報告事項
１．４月日程について（別紙）
２．自治労関係
⑴　府本部第６回執行委員会について（別冊）
⑵　自治労「第19回機関紙コンクール」への応募について（別紙）
⑶「『共謀罪』の創設に反対する」緊急統一署名について（別紙）
３．対局関係
⑴　賃金委員会について（別冊）
⑵　平成28年度第２回事業推進検討会議について（別冊）
⑶　ＩＣＯＣＡ定期券の発売に伴う定期券制度及び券面の変更について（別紙）
⑷　市バス「河原町東寺道」停留所の新設について（別紙）
⑸　201号甲系統「みぶ操車場前」の乗務交代場所の運用変更について（別紙）
⑹「kotochika京都」南エリア開業に伴う記念式典の開催等について（別紙）
⑺「ＫＹＯＴＯ駅ナカアートプロジェクト2017」の実施について（別紙）
⑻「市バスに乗って東山を巡るっ！」の実施について（別紙）
⑼「地下鉄の乗って映画村“刀でＧＯ！！”にいこう」スタンプラリーの実施について（別紙）
⑽　市バス・地下鉄における「PiTaPa登録型割引サービス」の登録受付開始日等について（別紙）
⑾「KANSAI ONE PASS」の発売について（案）（別紙）
⑿「市バス・京都バス・嵐電一日乗車券カード」の発売について（別紙）
⒀　平成29年度「春のおもてなしキャンペーン」について（別紙）
⒁　平成28年度文化体育事業第３弾の総括について（別紙）
４．市労連関係
⑴　団体交渉について（別冊）
５．共済組合・厚生会関係
⑴　ジェネリック医薬品の利用について（別紙）
⑵　医療機関への受診にあたってのお知らせについて（別紙）
⑶　第13回歩こう会（案）について（別紙）
⑷　平成29年度人間ドッグ（節目検診）・脳ドッグの募集について（別冊）
⑸　一般財団法人京都市職員厚生会理事会について（別紙）
６．その他
⑴　専門部・付帯専門委員について（別紙）
⑵　2017年度上期スケジュールについて（別紙）
⑶　平成28年度の１日当たりの旅客数（速報値）について（別紙）
議案事項
１．第88回京都中央メーデーの取り組み要項について（別紙）
２．アルバイト書記の契約更新について（別紙）
３．大阪府島本町議会議員選挙予定候補者の推薦について（別紙）

接客態度優秀者　二級表彰報告

西賀茂営業所　中村　有貴　運転士
梅津営業所　中谷　正嗣　運転士

二〇一七年三月二十九日（水）天神川大会議室で接客態度優秀者二級表彰が行われました。

加藤譲自動車部長（現在は理事）から西賀茂営業所中村有貴運転士と梅津営業所の中谷正嗣運転士に賞状が授与されました。おめでとうございます。

二級表彰を授与された
（左）中村運転士（右）中谷運転士

接客態度優秀者制度とは

三級　感謝表明や適切な対応など接客態度が優秀であった場合。

二級　感謝表明や親切な対応など接客態度が優秀であり、三級表彰よりさらに上位の表彰がふさわしいと認められる場合対象職員が三級表彰を過去に複数回受賞している場合。

一級　感謝表明や親切な対応など接客態度が優秀であり、二級表彰よりさらに上位の表彰がふさわしいと認められる場合対象職員が二級表彰を過去に複数回受賞している場合。

2017春季生活闘争方針

1．2017春季生活闘争を取り巻く情勢
2．最高の公共交通でおもてなし
3．京都市交通局を取り巻く状況
4．京交2017春闘要求事項
5．むすび

一、二〇一七春季生活闘争を取り巻く情勢

二〇一七春闘に向けた労使それぞれの方針が固まり、本年も、四年連続で政府の意向に配慮する「官製春闘」の色合いが強いものの、労使とも賃上げの必要性では一致しました。ただ、ここ最近の春闘では、労働組合の存在意義が薄れているばかりか組織率の低下にも歯止めがかからない状況であるため、労働組合が自覚と責任を持って交渉する「春闘」に戻すことが急務であります。我々労働側は、基本給を一律に引上げるベースアップへのこだわりを強調していますが、経営側は年収ベースの賃金引上げという昨年同様の基本姿勢は変えていません。その一方、労使交渉の結果、賃上げを獲得したにもかかわらず、賃上げ分が社会保険料の上昇分で相殺されてしまうこと等で、実質賃金の上昇に繋がらず消費に回っていない現状であることから、政府に対して、将来不安をなくすための社会保障制度改革の断行も併せて求めていかなければなりません。何れにしても、国民生活の維持・向上を図るためにも、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決を果たす「牽引役」とならなければ、「デフレからの脱却」はもとより「経済の好循環の実現」に繋がらないと言えます。一部大手企業では、内部留保額が莫大に膨らむ中で、数パーセントを取り崩すだけで大幅な賃上げが実現することから、労働に対する対価である賃金が適正に配分されるよう強く求めていかなければなりません。また、大手と中小とのかい離が縮小しているものの、「二〇一七春季生活闘争」では、将来に希望が持てる社会を切り開くため、すべての者の隅々まで賃上げを確実に勝ち取り、法定最低賃金の引上げに繋げることで、賃上げの社会的波及をはかることであります。

連合は、二〇一七春季生活闘争において、『「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲを実現しよう！長時間労働撲滅でハッピーライフの実現を！』をスローガンに掲げ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて果敢に闘うとし、三年連続して賃金の引上げを獲得したものの、個人消費を牽引する水準には至っていないことから、引き続き、月例賃金引上げの流れを継続させるとしています。

基本的な考えとして、①「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みの強化として、中小企業労働者や非正規労働者の月例賃金・時給の「底上げ・底支え」と「格差是正」をはかることに重点を置いた取組みを進めるとともに、その効果が広く社会に浸透する要求を組み立てることが極めて重要である。この観点に立って「大手追従・準拠等の構造を転換する運動」を前進させ、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配に資する公正取引の実現を重視し、その効果が広く社会に浸透する取り組みを行う。「経済の自律的成長」をはかるためには、マクロの観点から雇用労働者の所得を二％以上引上げることが必要である。構成組織は、あらゆる手段を用いて「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に取組むとともに、従来以上に加盟組合への指導を強化し、賃上げの流れを確実なものとしていく。そして、企業内最低賃金協定の締結拡大や水準の引上げ、適用労働者の拡大を法定最低賃金の引上げに繋げ、賃上げの社会的波及をはかることも重要である。こうした観点から、名目賃金の到達目標の実現やミニマム基準の確保に取組む。その上で賃上げ要求水準は、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取組みを強化する観点から二％程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め四％程度とする。

②賃金水準改善の社会的波及を高める取組みとして、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取組みに関する情報開示を進めるとともに、春季生活闘争が持つ日本全体の賃金決定メカニズムを活かしつつ、とりわけ中小企業で働く仲間や、非正規労働者の処遇改善に向け、より主体的な闘争を進め、大手追従・大手準拠等の構造を転換する運動を前進させる。また、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や、産み出した付加価値の適正な価格での取引が展開される取組みに総合的に取組む。そのために連合は、取引問題に関する相談窓口として「取引問題ホットライン」を設置し、経営者団体とも認識を共有化する取組みを強化する。

③超少子高齢化・人口減少社会を踏まえた働き方と処遇のあり方の見直しとして、日本が直面する超少子高齢化・人口減少という構造問題は、既に労働力不足という形で顕在化している。我々の働く場が将来に亘って存続しその価値を高め続けるためには、マーケットが求める商品やサービスを提供し、かつ、その価値に見合う価格で取引が行われることが必要である。そのためには、働く者一人ひとりの多様な価値観に対応する働き方の実現と生産性の向上とを同時に実現すること、言い換えれば、すべての働く者がディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）に就け、その仕事に応じた適正な処遇を確保することが求められる。二〇一七春季生活闘争を通じて、改めて「人への投資」を求めると同時に、働き方と処遇のあり方の見直しを進め、労使協議を通じその必要性を確認する、等を提起しています。また、自治労は、二〇一七年一月二十六日～二十七日、第一五二回中央委員会を開催し、二〇一七春闘方針を決定しました。特に、「公務員賃金の改善」・「地方財政の確立」・「よりよい地域医療・福祉にむけた春闘の取り組み」・「格差是正と公正なワークルールを確立する取り組み」の4点を重点課題に位置づけ、取り組みを強化するとしています。具体的な取り組み課題としては、①公務員賃金の改善、②地方財政の確立、③よりよい地域医療・福祉にむけた春闘の取り組み、④格差是正と公正なワークルールを確立する取り組み、⑤人員確保闘争および雇用と年金の接続、⑥公共サービス基本条例、公契約条例制定の取り組み、⑦ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等の推進、⑧公共交通労働者の労働条件の確立、⑨公営競技労働者の労働条件の確立、の九点としています。あわせて、安倍政権が「岩盤規制」と称して進める労働者保護ルールの改悪に反対し、地域政策実現に向けた観点から、学習会、決起集会等の機会を通じ、政治への積極的な関与の必要性を組合員に訴えていく、としています。

私たち京交は、二〇一七春季生活闘争において、こうした現状をしっかり認識し、公務・公共部門労働者の雇用確保と賃金・労働条件の維持、改善はもとより、自治労・連合に結集し、すべての労働者の雇用確保と実質生活を維持・確保する賃金引上げの実現に向け、全力で闘いを進めることとします。

二、最高の公共交通でおもてなし

私たちは、公共交通の担い手が交通局であり続けるため、「最高の公共交通」をめざし、積極果敢に様々な運動を展開しています。公営交通というものは、利益のみを追求するのではなく、市民やお客様の多様なニーズを汲み取り参画も得ながら、日常生活に密着した運営を行わなければなりません。さらには、「安全・安心」が崩壊している現代社会において、市民の皆様をはじめ社会から「信頼」され「必要」とされる存在であり続けるために、第一義として「安全・安心」を疎かにすることは断じて許されません。加えて、公営交通の存在意義を高めるため、きめ細かな付加価値を付けた「質の高いサービス」を提供しなければなりませんし、個々の「スキルアップ」を図ることで、入洛されるお客様の「おもてなし」を提供する必要があります。

また、超高齢化社会のもとで移動制約者と言われる方々の「移動」を確保するために交通問題が惹起してくることから、「安全・安心・快適」に移動できる交通環境や周辺環境の整備を求め、「まちづくり」の観点から、一般行政と一体となった都市計画、福祉対策、環境対策などの施策と積極的に連携を図ることで、公共交通の主導的役割を果たさなければなりません。「脱クルマ社会」の実現に向け、他の行政や関係機関と連携し、マイカーから公共交通機関への転換を広く訴えるとともに、公共交通を利用するメリットが実感できるような施策を推進することが重要であると考えます。

依然として、私たちを取り巻く状況が大変厳しいことには変わりはありませんが、公営交通に働く者である以上、自らに課せられた使命を放棄することは許されません。また、「市バス・地下鉄」のブランドを背負う一人ひとりの一挙手一投足が交通局のイメージを大きく左右すると言っても過言ではありません。一方で、職場環境や働き甲斐の向上には職場のコミュニケーションの充実が必須であることから、様々な取り組みを進めると同時に、先輩・同僚・後輩の枠を超えたいい刺激が、最高の公共交通をめざす要素になることに間違いないという視点に立って、組合活動の原点である支部機能の強化に努めていきます。こうした成果の積み重ねが、結果として、市民の皆様に愛され、必要とされる公営交通になると信じて。

三、京都市交通局を取り巻く状況

世界の人々を魅了する美しい町並み景観と国宝の一九％、重要文化財一四％といった数多くの文化遺産を有する京都には、年間五、六八四万人（平成二十七年実績）もの観光客の方が入洛されています。同時に、一四七万人の市民の皆様が日々の生活や経済活動を営む、現代を生きる大都市であり、また、和の文化を支える伝統産業から世界水準の先端産業に至るまで多彩な技が織り成す「ものづくり都市」であります。この京都のまちにおいて、市域を東西南北に貫く大動脈である地下鉄と、きめ細やかに張り巡らせた市バス路線のネットワークは、日常生活に欠くことのできない生活交通として、また、京都観光の便利でお手ごろな公共交通機関として、一日約七二・五万人のお客様にご利用いただいています。このように、京都市内交通の中で大きな役割を担う市バス・地下鉄ですが、一方で、その経営状況は依然として厳しく、特に地下鉄事業は厳しい状況に変わりありません。

自動車事業については、一般会計に頼らない「自立した経営」の下、平成二十七年度決算において二十四億円の経常黒字を計上し、平成十五年度以降連続して黒字確保に努めています。また、平成二十九年度予算においては、利便性の向上を図りつつ、前年度並みの経常黒字を確保するとしています。引き続き、黒字経営を継続させるとともに、路線・ダイヤの充実、安全運行の推進、快適なバス待ち環境の創出など、更なるお客様の利便性向上を図ることが将来に亘り公営として存続するための重要な施策であります。今後も、職場と雇用を守るため、「集中と選択」をしっかり行わなければなりません。

高速鉄道事業は、未だ三、九〇〇億円近い企業債残高を有する、「日本一厳しい財政状況」にあると言わざるを得ませんが、開業年度以来の経常損益の黒字を達成し、現金収支の黒字化（運賃収入で運営費と建設費返済金の利子分を賄うことができる状況）の継続等、大幅に経営基盤

の改善が進んでいます。二〇一七年度予算においては、お客様サービスの向上、安全対策、増収増客の取り組みを確実に実行するとともに、一般会計からの必要な支援と市バス事業からの新たな出資の受け入れにより、経営健全化を着実に実行するとしています。依然として累積資金不足が三〇九億円に上るものの、地下鉄は大量輸送機関であるとともに、都市機能を維持・向上させるための重要なインフラストラクチャーであり、市民の大切な財産です。財政状況が劇的に改善することは見込めないものの、この間の実績を糧に、地下鉄を有効に活用した「まちづくり」などの政策を追求していくことが重要であると考えています。

四、京交二〇一七春闘要求事項

京交二〇一七春闘要求事項については、自治労の重点課題を加味し、京都市労連と調整を行い、当局に提出することとします。

〈京交二〇一七春闘要求書〉

一、賃金改善について

(1) 交通局に働く職員の実質生活水準確保のため、賃金水準・体系を改善すること。

(2) 給与制度の総合的見直しにより、民間賃金との均衡を失することから、速やかに給与水準の回復を図ること。

(3) 昇任・昇格基準を改善すること。

(4) 公営企業職員・技能労務職員の賃金水準・賃金制度の改悪を行わないこと。

(5) 賃金決定基準の改善について

①初任給決定基準を改善し、中途採用者等の前歴換算を同種一〇割、異種八割とすること。

②病休者等の昇給抑制に対する復元措置の改善を図ること。

③五〇歳台の職員に対する昇給抑制をやめること。

④勤務実績の給与等への反映については、市労連との合意内容を尊重し、労使合意を前提に実施すること。

(6) 諸手当の改善について

①扶養手当については、支給額を引上げ、所得限度額、扶養認定等、支給基準の改善を図り、生活改善に繋がる見直しを検討すること。

②地域手当については、本俸繰り入れを基準に改善を図ること。

③住居手当については、大幅な増額を含め、制度改善を行うこと。

④通勤手当については、通勤実態に見合った費用を実費全額支給とし、引き続き、交通用具利用者に対する手当を改善するとともに、合理的な通勤方法を認めること。あわせて全額非課税とすること。

⑤交替制・変則勤務者に対する手当を引上げるとともに、時間外勤務手当を一〇〇分の一五〇、深夜及び休日等の場合は一〇〇分の二〇〇とすること。また、夜間勤務手当は、一〇〇分の五〇とすること。

⑥退職手当制度の改悪を行わないこと。

(7) 一時金への成績率導入や拡大を行わないこと。また、加算措置を改める等、その原資を全職員に公平に支給するとともに、勤勉手当を廃止し、期末手当として年間五ヵ月以上を支給すること。

二、労働基本権について

(1) 公務員労働者に労働基本権を完全に保障するとともに、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立するよう政府関係機関に働きかけること。

(2) 労働運動を理由とする行政処分は一切行わないこと。

(3) 在籍専従制限の廃止に向け、関係機関に働きかけること。

三、労働時間短縮・休暇制度・人員確保について

(1) 健康管理と実効ある「ワーク・ライフ・バランス」の確立を目指し、長時間労働の職場実態の把握に努め、時間外労働時間の縮減を図るとともに、適正な業務量の管理を徹底し、適正化に必要な人員を配置すること。

(2) 休暇制度の新設・改善及び、自己啓発、自己実現や社会貢献を促進するための休業制度の新設を含め、総合的休業制度を確立すること。あわせて、そのために必要な予算・人員増を含め諸条件の整備を行うこと。

(3) すべての職場で完全週休二日制を実施すること。

四、関連労働者の賃金改善について

①全国全産業一律最低賃金の制度化に努め、地域別最低賃金の大幅引上げ等、具体的取り組みを行うこと。

②公共サービス基本法の制定を踏まえ、委託先企業等に適正な賃金・労働条件を義務付ける公契約条例を制定すること。あわせて、公契約における適正な労働条件を義務付けるＩＬＯ９４号条約を批准するよう政府関係機関に働きかけること。

③京都市が雇用するすべての労働者の最低賃金を行政職給料表、高卒初任給並に引上げること。非常勤、臨時職員等について、賃金・労働条件の抜本的改善を行い、常勤職員との「均等待遇」を図ること。

五、年金・医療・介護等、社会保障制度の充実に向けて、政府関係機関に対する必要な働きかけを行うこと。

六、高齢者雇用対策について

(1) 定年延長を実現することとし、具体的な制度設計について協議を行うこと。

(2) 賃金のみで生活を支え得る賃金水準を確保すること。

(3) 希望するすべての者を六十五歳まで雇用すること。

七、男女共同参画社会の実現、女性労働者の労働権確立について

(1) 男女共同参画促進の実現に向けて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」については、労働組合との協議の上で実効あるものとし、男女がともに家族的責任を担いつつ、職業生活と家庭生活を両立できる環境整備、具体的な支援措置を拡充すること。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援のため、子どもの看護休暇、介護休暇、育児休業、育児部分休業、育児時間等を改善し、昇給・昇格等に不利益を生じさせないこと。また、育児休業の男性取得を促進すること。

(3) 公務における男女平等実現のため、昇任・昇格基準、運用等を抜本的に改善し、女性を積極的に任用すること。また、あらゆるハラスメントの実効ある防止策を講じること。

(4) 産前・産後休暇の延長や妊娠障害休暇の拡充等、諸休暇制度を改善するとともに、男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めること。

八、福利厚生事業について雇用主責任を明確にし、抜本的な充実・改善を図ること。また、労働安全衛生対策を厳格に確立し、メンタルヘルス対策の充実について、労使協議を行い総合的な対策を推進すること。安全対策についても、安全衛生委員会の活性化等事故防止に努めること。

九、市政改革の推進にあたっては、労使協議を前提とすること。

十、京都市の財政危機を理由とした、賃金・労働条件の引下げや行政サービスの低下に転嫁しないこと。また、地方分権に相応しい税源移譲、必要な地方交付税の確保を求め、国等に働きかけること。京都市の財政健全化への道筋をはじめとして、市政運営全般にわたって、定期的な協議の場を継続すること。

十一、すでに取り交わしている労働協約等については、必ず尊重、遵守すること。

十二、京交独自要求については、改めて提出する。

五、むすび

以上、二〇一七春季生活闘争方針を提起しました。

私たちの公営交通事業を取り巻く環境は、ここ数年、廃止になった公営交通の状況を見れば火を見るより明らかです。良くも悪くも公営交通事業というものは、常に厳しい目に晒されているのも現実です。「どうせ見られているなら見せていく。」この覚悟で「最高の公共交通でおもてなし」をスローガンに、公共交通を牽引する公営交通として奮闘していきましょう。私たちの大切な職場と愛する家族の生活を守るため、これから本格化する春季生活闘争も一丸となって闘い抜いていきましょう。

脳を鍛える　クロスワードパズル

「クロスワードパズル」のコーナーです。

ちょっと一息！頭の体操してみませんか？ＡからＨまでの八文字をならびかえて一つの言葉にしてください。正解者の中から抽選で三人の方に「全国百貨店共通商品券」千円分をプレゼントします。どしどし応募してください。

このクロスワードが解けた方は、支部名、コード番号、名前、機関紙に対するご意見ご要望等を記入の上、京交本部教宣部機関紙編集チームまでお送りください。

締め切りは五月十二日（金）必着です。なお当選者の発表は次号以降の機関紙「京交」で！

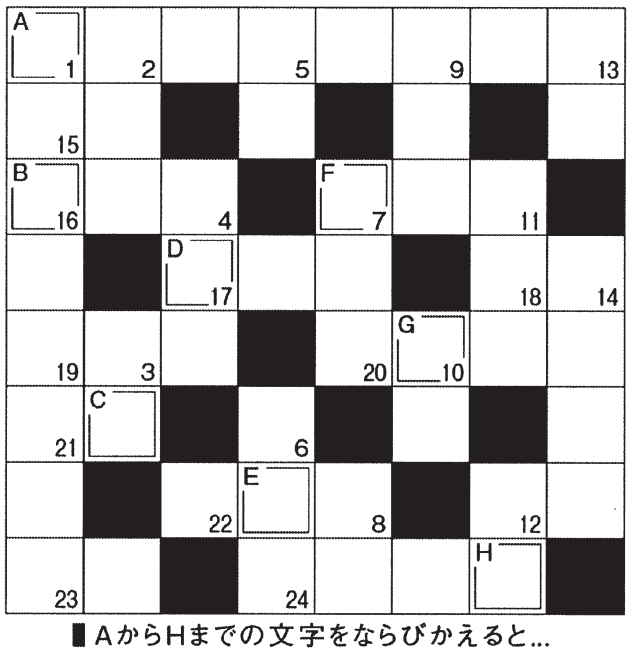

▌ＡからＨまでの文字をならびかえると…

〈タテのカギ〉

1 信用販売制度に用いられるカード
2 デスク
3 ドラゴン
4 正または負の電気を持つ原子
5 日が暮れて、しばらくの間
6 連続映写で動きを出した漫画
7 ○○○の下のドジョウ
8 ↑↓濁
9 ハット、キャップ
10 百合
11 発電機などが運転を始めること
12 ↑↓暖
13 ○○は友を呼ぶ
14 大和は国の○○○○

〈ヨコのカギ〉

1 フェンスに当って返ってくる球
7 ○○○たかじん
12 河馬
15 レクリエーション
16 独立し、自分の力で経営すること
17 ↑↓子ども
18 家の中の床を張らず地面のままになった所
19 亜鉛でめっきした薄い鉄板
20 牛の歩み
21 必ず最後に愛は○○♪
22 老舗
23 首領
24 将棋や囲碁で、高い位の称号